

## 北広島市市民交流広場条例

(設置)

第1条 市民相互の交流の促進及び市街地の活性化を図り、もって市民生活の向上及び活力ある地域社会の形成に資するため、北広島市市民交流広場(以下「広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	北広島市市民交流広場
位置	北広島市中央4丁目1番2ほか

(使用時間等)

第3条 広場の使用時間、使用期間及び休場日は、規則で定める。

(使用の許可)

第4条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会その他これらに類する催しのため、広場の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 火気を使用すること。

2 市長は、広場の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可(以下「使用許可」という。)に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 広場を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) その他広場の管理運営上支障があるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、広場を使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、若しくは譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、若しくは広場の使用の停止を命じ、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) その他広場の管理運営上必要があるとき。

(使用料)

第8条 使用者(第4条第1項第1号から第4号までに掲げる行為をしようとする者に限る。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、使用許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 市長が特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別な設備等の許可)

第11条 広場を使用する者は、その使用に当たり特別な設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 第4条第2項及び第5条の規定は、前項の許可について準用する。

(原状回復)

第12条 広場を使用した者は、その使用を終えたとき、又は第7条の規定により使用の停止を命ぜられ、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 前項に規定する者が同項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 広場を損傷し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその損害を賠償することが適当でないとき、この限りでない。

(入場の制限)

第14条 市長は、広場の入場者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 他の入場者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2) その他広場の管理運営上支障があるとき。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表(第8条関係)

使用区分	基本使用料(1日につき)

第4条第1項第1号から第4号までに掲げる行為をする場合	北広島市行政財産使用料条例(昭和45年広島町条例第2号)第2条及び第5条の規定により算出した額
-----------------------------	---

備考

- 1 次に掲げる場合に該当するときは、基本使用料に、それぞれ次に掲げる割合を基本使用料に乗じて得た額(以下「割増使用料」という。)を加算する。この場合において、次に掲げる場合に2以上該当するときは、それぞれの割増使用料を加算する。
  - (1) 使用者が市民以外の者である場合 100分の100
  - (2) 営利を目的として使用する場合 100分の100
  - (3) 入場料その他これに類する料金の額(その料金に段階がある場合にあっては、その最高額)が1,000円を超えるものを徴収する場合 100分の100
- 2 1の(1)の「市民」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の住民基本台帳に記録されている者
  - (2) 市内の事務所、事業所等又はこれらに勤務する者
  - (3) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学する者
  - (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体